

平成 22～24 年度 行政改革計画取組状況

〔平成 23 年度末中間取組状況〕（抜粋版）



【主な取組Ⅰ】コンプライアンスの徹底・内部牽制機能の強化

〔視点① 公正透明な行財政運営の確立〕

コンプライアンスの徹底を図る取組や不祥事を防ぐ内部統制システムの構築を推進

県民の皆様の信頼を失墜させてしまった不正経理問題に鑑み、コンプライアンス意識の徹底を含む、公正・透明な行財政運営の視点から、二度とこのような不祥事を発生させないための取組について、本計画の中で明確に位置付け、全庁を挙げて推進しています。

(1) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底

ア コンプライアンス推進委員会・推進本部の設置

- ・県庁のコンプライアンスの推進にあたり、客観的かつ専門的な視点を活かすため、平成 21 年 11 月に、外部有識者 4 名（弁護士 3 名、公認会計士 1 名）による「千葉県コンプライアンス委員会」を設置しました。
- ・知事直轄の推進組織として、平成 21 年 11 月に、「千葉県コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス委員会の助言等を受けながら、県庁のコンプライアンスの徹底に全庁を挙げて取り組んでいます。

イ コンプライアンス基本指針・推進計画の策定

- ・平成 22 年 3 月に、コンプライアンスに関して職員が意識すべき基本的項目（7つの行動規範）とコンプライアンス推進体制を定めた「千葉県コンプライアンス基本指針」を策定し、職員への周知徹底を図っています。

（7つの行動規範）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 | ⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応 |
| ② 適正な経理処理 | ⑥ 個人情報の保護 |
| ③ 説明責任（アカウンタビリティ） | ⑦ 情報セキュリティ対策 |
| ④ 県民の疑惑を招く行為の禁止 | |

- ・コンプライアンス基本指針に基づき、平成 22 年度から、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度策定・実施しています。

ウ コンプライアンス研修の充実

- ・平成 21 年度から、各所属の次長等を対象としたコンプライアンス研修を県内各地域で実施しています。
- ・職位別の研修や物品契約、会計事務担当者研修等において、コンプライアンス研修項目を強化しています。

(2) 内部牽制機能の強化

ア 特別監察組織の設置

- ・不適正な経理事務の再発の防止等、庁内のコンプライアンスの徹底を図るため、平成 21 年度に総務部に特別監察室を設置し、庁内の監察・調査体制を強化しました。

イ 出納局による会計検査の強化

- ・従来の出先機関中心の検査から、毎年度、本庁を含む全機関の実地検査を実施する体制とし、また、書類中心の検査手法を見直し、物品と出納簿との照合を行うなど検査の強化を図りました。

ウ 物品調達制度の見直し

- ・知事部局、教育庁、議会事務局、各行政委員会事務局における物品購入について、平成 22 年度に総務部管財課内に集中調達機関を設置し、共通消耗品の単価契約による一括発注、一定額以上の物品等の一般競争入札やオープンカウンター方式（公開見積り合わせ）による契約の相手方の決定を行っています。
- ・水道局、企業庁、病院局及び警察本部においても、各組織単位で同様の取組を実施しています。

【主な取組Ⅱ】新たな定員適正化計画の策定

〔視点② 組織体制の適正化 - ア 職員数・総人件費の抑制〕

定員管理の適正化の取組の具体的な目標として、新たな定員適正化計画を策定

本県では、これまで、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という考え方にに基づき、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてきました。

今後とも、職員の大量退職が進む一方で、厳しい財政状況が続くことを踏まえ、引き続き、定員管理の適正化に取り組む必要があるため、平成 23 年 9 月に新たな定員適正化計画を策定しました。

なお、本計画は、平成 22 年度中の策定を予定していましたが、東日本大震災の影響を見定める必要があったため、策定期間を繰り延べたものです。

本計画に基づき、引き続き定員の適正化に取り組んでいきます。

(1) 計画期間

平成 23～25 年度（3 年間）

(2) 目標数及び進捗状況

区分	[H22. 4. 1]	[H25. 4. 1] 目標数		[H24. 4. 1]進捗状況		
	職員数	職員数	増減数 (増減率)	職員数	増減数	進捗率
1 知事部局等	7,437 人	6,767 人	▲670 人 (▲9.0%)	6,996 人	▲441 人	65.8%
2 公営企業	3,121 人	2,967 人	▲154 人 (▲4.9%)	3,078 人	▲43 人	27.9%
3 教育委員会事務局	912 人	883 人	▲29 人 (▲3.2%)	892 人	▲20 人	69.0%
4 警察（警察官以外の職員） 〔職員数の基準日は5月1日〕	1,161 人	1,161 人	0 人 (0.0%)	1,163 人	+2 人	-
5 学校職員	41,066 人	41,901 人	+835 人 (+2.0%)	41,546 人	+480 人	57.5%
標準法による定数	40,450 人	41,311 人	+861 人 (+2.1%)	40,961 人	+511 人	59.3%
県単定数	616 人	590 人	▲26 人 (▲4.2%)	585 人	▲31 人	119.2%
1～5の合計	53,697 人	53,679 人	▲18 人 (0.0%)	53,675 人	▲22 人	122.2%
上記から「5学校職員」のうち 「標準法による定数」を除いた合計	13,247 人	12,368 人	▲879 人 (▲6.6%)	12,714 人	▲533 人	60.6%

(参 考)

6 政令定数等による警察官	11,348 人	-	-	11,429 人	+81 人	-
1～6の合計	65,045 人	-	-	65,104 人	+59 人	-

※ 警察官については、職員数の目標は設定せず、今後の治安情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めることとしています。

【主な取組Ⅲ】企業庁改革

〔視点② 組織体制の適正化 - イ 組織・機構改革 - (ウ) 公営企業改革〕

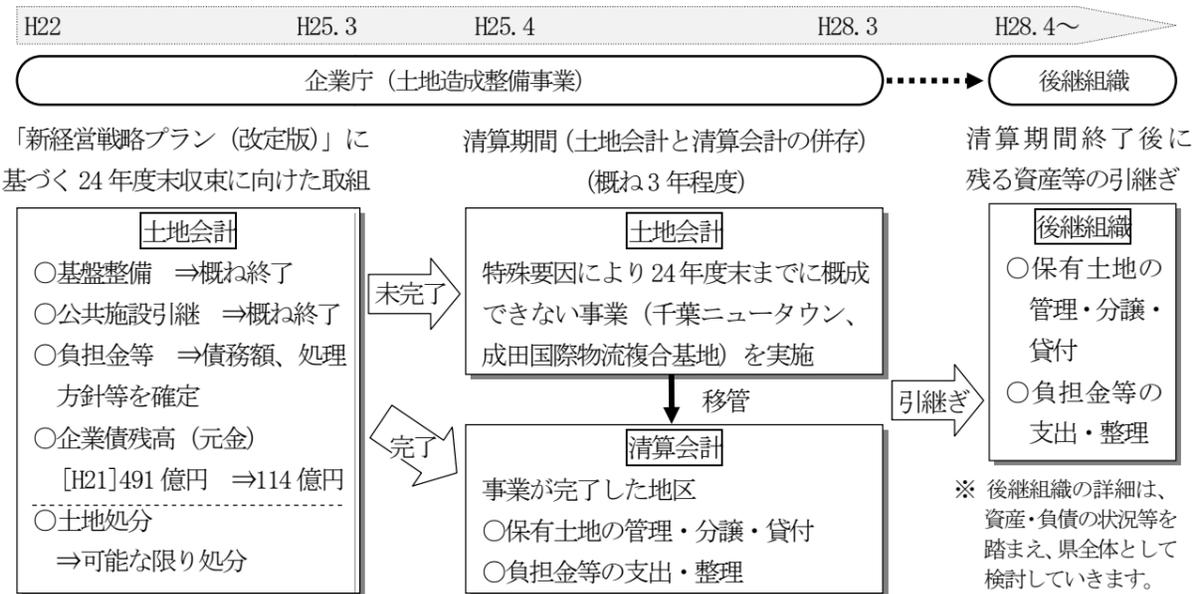
土地造成整備事業の平成24年度末収束に向けた取組を推進

企業庁が、独立採算により経営してきた土地造成整備事業は、社会・経済環境の変化に伴い、業務の中心が「用地取得・造成」から「保有土地の管理・処分」に移行しています。

このため、土地造成整備事業については、平成24年度末に一定の区切りを付け(＝事業収束*)、その後、概ね3年程度の清算期間を経て、保有土地の管理等を行う後継組織に引き継ぎます。なお、工業用水道事業については、土地造成整備事業の収束後も引き続き事業を継続します。

* 企業庁改革における土地造成整備事業の「事業収束」とは、基盤整備の概成、公共施設の市町村等への引継ぎ、将来的な債権・債務の処理方針の確定等を行うことにより、事業に一定の区切りを付けることです。

(1) 土地造成整備事業の収束・引継ぎの枠組



(2) 土地造成整備事業の資金収支見通し及び主な資産・負債の将来見込み (H23年度2月補正時点)

① 資金収支見通し (単位: 億円)

年度	H22	H23	H24	H25~27
【収入】	245	385	386	648(216)
分譲・賃貸収入	104	156	203	597(199)
うち分譲収入	71	116	160	490(163)
【支出】	238	369	351	579(193)
投資的経費	42	95	171	89(30)
収支差	7	16	35	69(23)
企業債残高	388	208	114	H27 0
保有資金	421	476	236	H27 305

※ 資金収支見通しのH25~27の()内の数字は年平均額

② 主な資産・負債の将来見込み (単位: 億円)

年度	H22末	H24末	H27末
【資産】	4,937	4,057	3,254
保有資金	421	236	305
保有土地	4,052	3,583	2,762
(面積ha)	(1,106)	(809)	(643)
【負債】	1,300	618	145
企業債残高	388	114	0
負担金見込額	474	415	145
投資的経費見込額	438	89	0

※ H27末保有土地面積内訳: 処分対象土地434ha、貸付土地209ha

【主な取組Ⅳ】公社等外郭団体の見直し

〔視点② 組織体制の適正化 - ウ 公社等外郭団体改革〕

団体別改革方針の策定と団体数・役職員数等の1割削減により、自立化に向けた取組を推進

公社等外郭団体については、これまで、県依存型から自立型の経営への転換を基本として、廃止や統合を含む改革に取り組んできました。

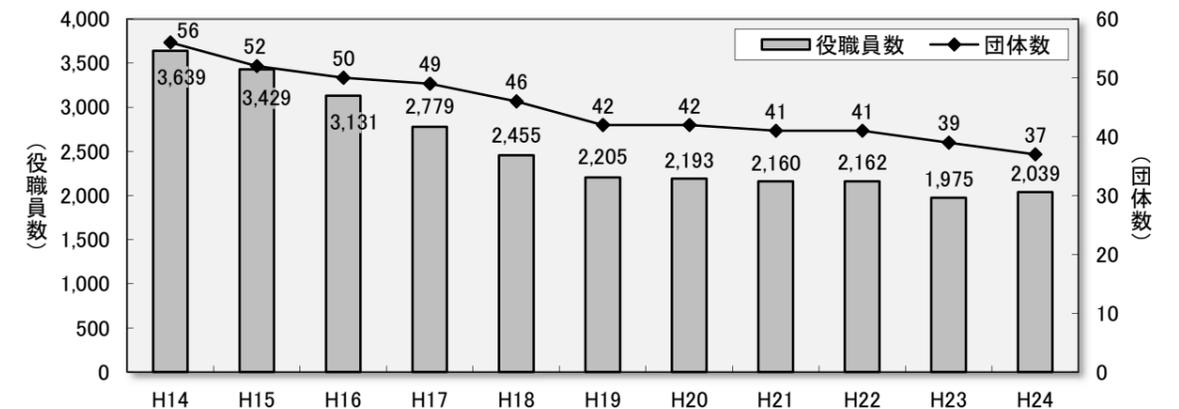
更なる改革を推進するため、37団体すべてについて団体ごとの改革方針を策定するとともに、本計画期間内における団体数・役職員数・県財政支出額の削減に努め、団体数及び県財政支出額については、目標の概ね1割削減を達成しました。

今後も引き続き、各団体の自立型経営への転換に向けて、改革を推進していきます。

(1) 改革方針の区分と区分別団体数

区分	区分の概要	団体数	主な対象団体
① 民営化	県の関与がない組織形態に転換するもの	1	(一財)千葉県まちづくり公社
② 縮小	事業を一部廃止・縮小し、これに伴い組織・人員を縮小するもの	4	千葉県住宅供給公社 千葉県土地開発公社 (財)千葉県下水道公社 (公財)千葉県教育振興財団
③ 関与縮小	県の人的又は財政的な関与を廃止・縮小するもの	3	(財)千葉ヘルス財団 (財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉 (公財)千葉県産業振興センター
④ 経営改善	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など経営改善を推進するもの	29	(株)幕張メッセ (公財)かずさDNA研究所 (財)千葉県建設技術センター
	計	37	

(2) 団体数及び役職員数の状況



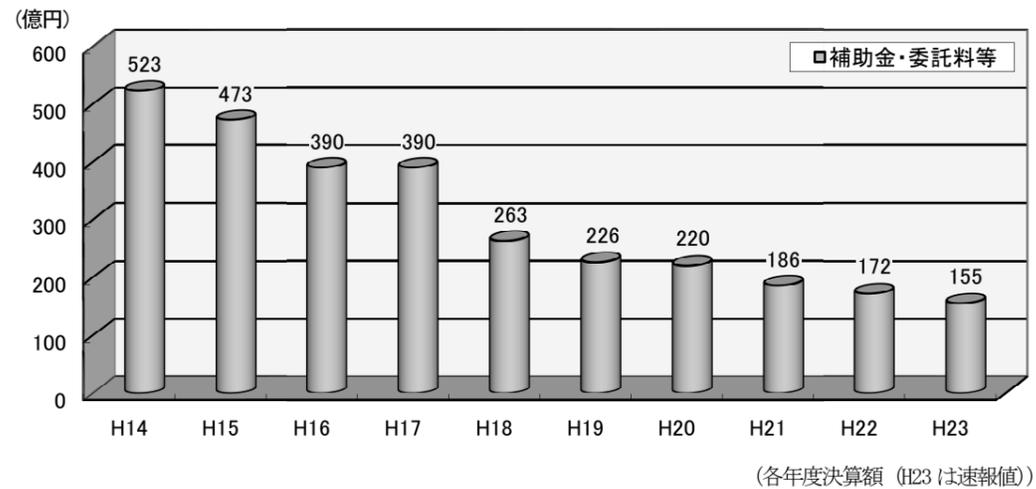
(団体数は各年度4月1日時点。役職員数は各年度7月1日時点(H24は4月1日時点。))

○ 団体数 (H21→H24) ▲4団体 (▲9.8%)

(株)かずさアカデミアパーク[民営化]、(一財)千葉県観光公社[民営化]、京葉都市サービス(株)[廃止]、私学関係2団体[統合]

○ 役職員数 (H21→H24) ▲121名 (▲5.6%)

(3) 県の財政支出額の状況



○ 県の財政支出額 (H20 決算→H23 決算) ▲65 億円 (▲29.5%)

【主な取組V】 審議会等の抜本的見直し

〔視点② 組織体制の適正化 - エ 審議会等の見直し〕

審議会等に関する指針を改正し、継続設置の検証や委員数の削減を徹底

県においては、外部の専門知識の導入を図ること等を目的として、多くの審議会等が設置されていますが、組織体制の適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制という観点から、審議会等についても見直しに取り組んでいます。

平成 23 年 9 月に「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を改正し、すべての審議会等について、継続する積極的な理由がない場合は原則廃止することとし、継続する場合であっても委員構成の適正化等の見直しの徹底を図ることとしました。

今後も引き続き、審議会等の機関数・委員構成等の適正化を推進してまいります。

(1) 「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の主な改正点 (H23. 9. 27 改正)

- ① 廃止や統合の促進
 - ・ 設置の積極的な理由がない場合、原則廃止
- ② 委員構成の適正化
 - ・ 原則 10 名以内 (改正前：原則 20 名以内)
 - ・ 県職員の選任やあて職による選任を原則廃止
- ③ 委員改選時等の見直しの徹底
 - ・ 委員改選時等において、継続の必要性や委員構成等を庁内で精査

(2) 審議会等の機関数及び委員数の状況

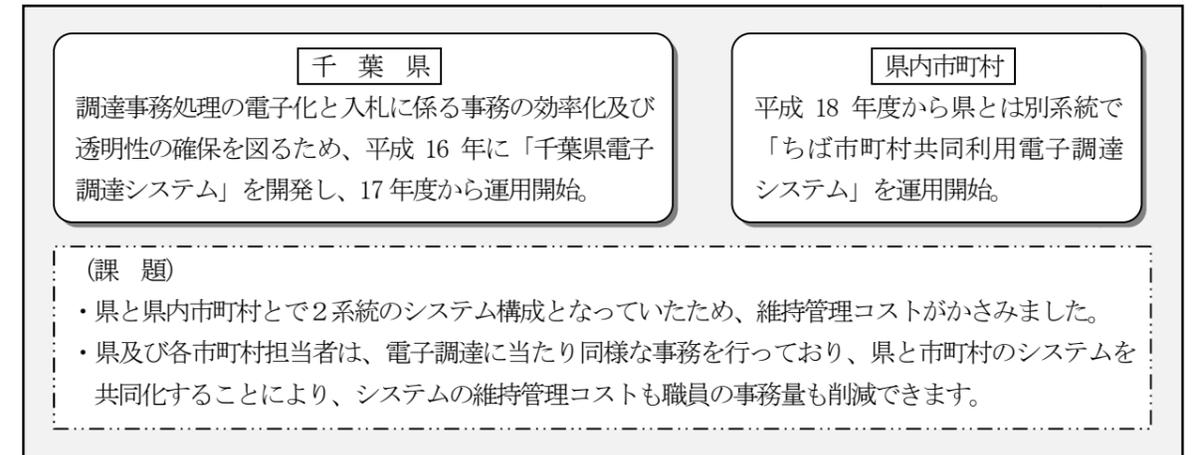
	H22. 4. 1 現在	H23. 4. 1 現在	H24. 4. 1 現在	H22 ⇒ H24 削減数 (削減率)
機関数	250	231	211	▲ 39 (▲15.6%)
委員数	3,263	2,706	2,487	▲776 (▲23.8%)

【主な取組VI】 電子調達システムの市町村との共同利用等

- 〔視点③ 県庁のポテンシャルの最大化 - イ しごと改革 - (イ) ITの有効活用による業務改善〕
 〔視点③ 県庁のポテンシャルの最大化 - イ しごと改革 - (オ) 入札・契約制度等の改善〕
 〔視点⑤ チームスピリットの発揮 - (ウ) 市町村との連携・協働〕

県電子調達システムと市町村共同利用システムを統合し、県と市町村で共同利用

(従 前)

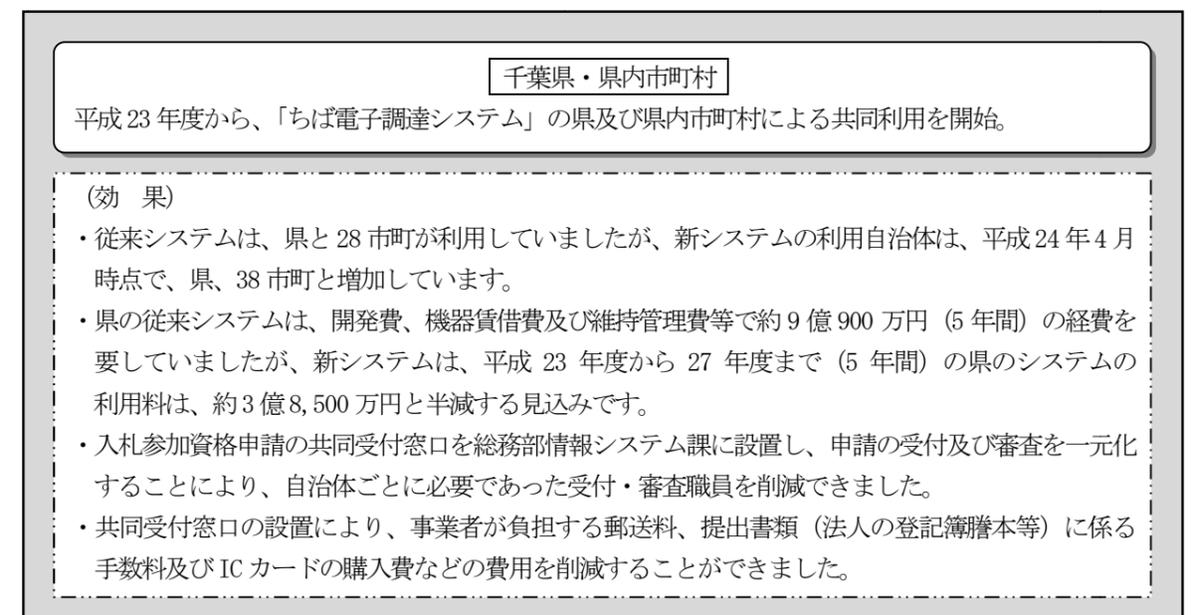


(取組内容)

- 県と市町村とのシステムの統合
- クラウドサービス*の採用
- 県と各市町村の書式、手続き等の統一



(改 革 後)



* 「クラウドサービス」とは、インターネット経由でソフトウェアを利用する形態。利用者は、ソフトウェア、サーバー等を所有せず、利用料を支払うことにより、ソフトウェアを利用する

【主な取組Ⅶ】一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合

〔視点③ 県庁のポテンシャルの最大化 - ウ 資産改革(ファシリティマネジメントの推進)〕

2地区で複数の庁舎を集約・統合し、合同庁舎化を図る方針を決定

今後、改修や改築が必要となる庁舎等の固有施設については、集約・統合することにより、保有コストの縮減を図る必要があります。

そこで、一定エリア内に近接して庁舎が所在する地区のうち2地区において、庁舎の再整備手法を検討するに当たり、中長期的に見たコスト等の観点から、①集約化、②個別改修・改築、③既存建物の転用、等を比較した結果、エリア内の庁舎を集約・統合し合同庁舎化する方針を決定しました。

なお、香取市佐原地区については、東日本大震災による液状化被害を受けた庁舎があるため、優先的に平成24年度から合同庁舎化に着手します。

(1) 館山市北条地区(4庁舎・9機関 → 合同庁舎化)

地区内の旧安房南高等学校跡地を活用し、各庁舎を集約し合同庁舎化する方針を、平成23年7月に決定。

統合する庁舎	敷地面積	建築年	構造・延床面積	Is値 ^{*2}	職員等数
安房合同庁舎(6機関 ^{*1})	11,633 m ²	S47	RC3階 2,762 m ²	0.33	210人
安房健康福祉センター		S43	RC2階 844 m ²	0.50	54人
南部漁港事務所		S53	S2階 441 m ²	0.13	16人
南房総教育事務所安房分室	2,685 m ²	S43	RC3階 1,197 m ²	0.40	14人
計	14,318 m ²		5,244 m ²		294人

*1 安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、農総研病害虫防除課南総分室、館山水産事務所、安房土木事務所

*2 Is値はS56年以前の旧耐震基準の建物の耐震性を示す指標であり、0.6以上必要

(2) 香取市佐原地区(5庁舎・7機関 → 合同庁舎化)

地区内の県有地に各庁舎を集約・統合し、合同庁舎化する方針を、平成24年3月に決定。

統合する庁舎	敷地面積	建築年	構造・延床面積	Is値	職員等数
香取合同庁舎(4機関 ^{*3})	3,928 m ²	S37	RC2階 1,568 m ²	0.45	67人
香取健康福祉センター	(借地) 2,219 m ²	S45	RC2階 1,065 m ²	0.40	54人
香取農業事務所(本所)	4,044 m ²	S57	RC2階 639 m ²	(新基準)	44人
香取農業事務所(分庁舎)	3,320 m ²	S44	RC2階 1,290 m ²	0.50	24人
香取土木事務所	2,295 m ²	S45	RC2階 820 m ²	0.51	34人
計	15,806 m ²		5,382 m ²		223人

*3 香取地域振興事務所、香取県税事務所、北総教育事務所香取分室、(別棟)農総研病害虫防除課北総分室

【主な取組Ⅷ】公の施設の見直し〔視点④ 時代の変化に対応した県の役割の再構築〕

指定管理者制度の活用・運用改善〔視点⑥ 民間的視点・発想の積極的導入〕

指定管理者制度導入の検討も含めた公の施設の見直し方針を策定

見直し対象となる全ての公の施設(107施設^{*1})について、平成24年3月に施設ごとに見直し方針を策定しました。

また、指定管理者制度の運用改善として、モニタリングガイドラインの改正^{*2}や募集期間の延長等を行い、利用者の利便性向上等を図りました。

今後は、見直し方針に基づく公の施設の見直しを推進するとともに、サービス向上や経費削減に向けた指定管理者制度の運用改善を引き続き推進していきます。

*1 見直し対象とした施設数107が、平成24年4月1日時点の施設数110(下記(2)グラフ参照)と一致しないのは、対象としてインフラ関連5施設(上水道、工業用水道等)を除き、24年4月1日までに移譲・廃止となった2施設(サンライズ九十九里、アグリチャレンジファーム)を含んでいるため。

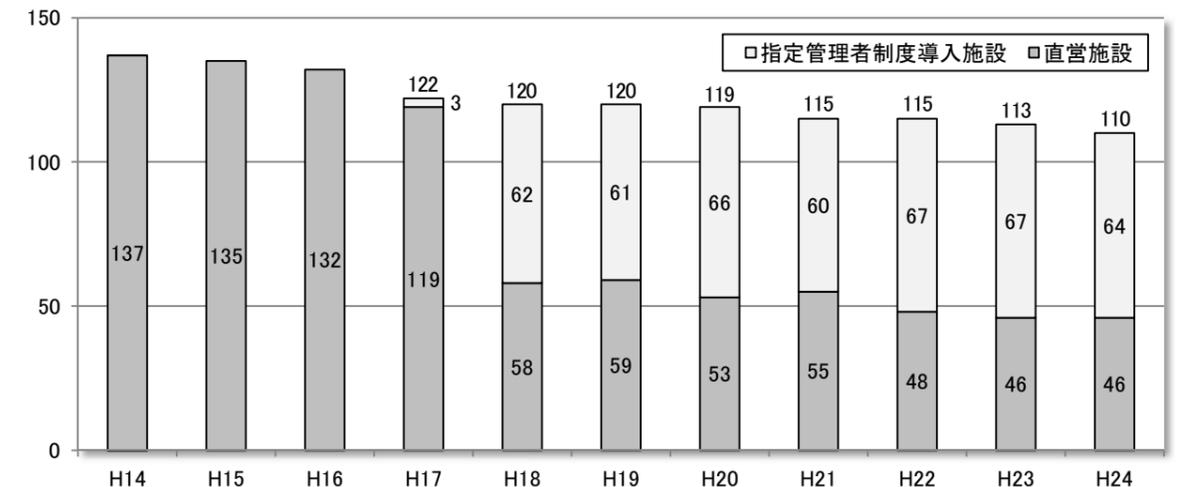
*2 運営状況評価結果の公表の徹底、外部有識者による第三者評価の活用拡大など

(1) 見直し方針の区分と区分別施設数

区分	区分の概要	施設数	主な対象施設
①廃止・移譲	施設を廃止・移譲するもの	4	サンライズ九十九里、南房パラダイス、アグリチャレンジファーム、花植木センター
②施設のあり方検討	移譲の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後のあり方等を検討するもの	12	中央防災センター、手賀沼親水広場、乳児院、さわやかちば県民プラザ
③施設内容検討	一部移譲や複数施設設置の必要性等の検討、本館と分館の統合等を行うもの	55	生涯大学校、高等技術専門学校、男女共同参画センター
④管理手法検討	指定管理者制度導入について検討するもの	2	文書館、西部防災センター
⑤有効活用策検討	利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの	11	青少年女性会館、消費者センター、日本コンベンションセンター国際展示場
⑥現行維持	現行どおり管理運営を行うもの	23	看護専門学校、総合スポーツセンター
	計	107	

(2) 公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移

(施設数は各年度4月1日時点)



○ H17年度以降の指定管理者制度導入による経費節減額 26億円

[内訳] H17~18: 24億円(62施設導入), H20: 1億円(6施設導入), H21: 1億円(3施設導入)